

議案第 29 号

松阪市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に
係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部改正
について

松阪市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に
係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成 27 年松阪市
条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 3 年 2 月 17 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に
係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例の一部を改
正する条例

松阪市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に
係る介護予防のための効果的な支援の方法に係る基準に関する条例（平成 27 年松阪市
条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

目次中「

第 5 章 基準該当介護予防支援に関する基準（第 34 条）

」を「

第 5 章 基準該当介護予防支援に関する基準（第 34 条）

第 6 章 雑則（第 35 条）

」に改める。

第 2 条第 3 項中「第 18 項」を「第 16 項」に改め、同条第 4 項中「第 24 項」を
「第 25 項」に改め、同条に次の 2 項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な
体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じ
なければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法第
118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切
かつ有効に行うよう努めなければならない。

第 5 条第 2 項ただし書中「業務」を「職務」に改める。

第 6 条第 2 項中「第 18 項」を「第 16 項」に改め、同条第 8 項本文中「場合」を
「とき」に改める。

第 15 条第 1 項中「（同条第 1 項に規定する指定介護予防サービス事業者をいう。

以下同じ。) 」を削り、「同項」を「同条第 1 項」に改める。

第 17 条第 1 号中「いう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第 19 条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第 20 条に次の 1 項を加える。

- 4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第 20 条の次に次の 1 条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第 20 条の 2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施しなければならない。

- 3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 22 条の次に次の 1 条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第 22 条の 2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的の実施すること。

第 23 条に次の 1 項を加える。

- 2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第 27 条の見出し中「解決」を「処理」に改め、同条第 3 項中「市の当該」を「当

該市の」に改める。

第 28 条の次に次の 1 条を加える。

(虐待の防止)

第 28 条の 2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第 32 条第 6 号中「項目」を「各領域」に改め、同条第 9 号中「担当者（以下」の次に「この条において」を、「行う会議」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、「求めなければならない」を「求めるものとする」に改め、同条第 21 号中「第 4 項」を「第 3 項」に、「第 8 項」を「第 6 項」に改め、同条第 23 号中「第 9 項」を「第 7 項」に、「第 10 項」を「第 8 項」に改め、同条第 24 号中「第 12 項」を「第 10 項」に改め、同条第 25 号中「第 13 項」を「第 11 項」に改める。

第 34 条中「法第 59 条第 2 項」を「法第 59 条第 3 項」に改める。

本則に次の 1 章を加える。

第 6 章 雑則

(電磁的記録等)

第 35 条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第 9 条（前条において準用する場合を含む。）及び第 32 条第 26 号（前条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この

条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（虐待の防止に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、改正後の第 2 条第 5 項及び第 28 条の 2（第 34 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、改正後の第 19 条（第 34 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「、次に」とあるのは、「、虐待防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、改正後の第 20 条の 2（第 34 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

（居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和 6 年 3 月 31 日までの間、改正後の第 22 条の 2（第 34 条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同条中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。